

下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱

令和2年3月16日

告示第27号

(趣旨)

第1条 この告示は、移動におけるカーボンニュートラルの推進及び大気環境の改善を図り、かつ非常用電源として活用可能な電気自動車等の普及の促進を目的として交付する下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金（以下「補助金」という。）について、下野市補助金等交付規則（平成18年下野市規則第50号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 電気自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない4輪以上の検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第60条第1項に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池（鉛電池を除く。）によって駆動される電動機及び内燃機関を原動機として併用し、かつ外部電源からの充電が可能な4輪以上の検査済自動車をいう。
- (4) 新車 法第7条第1項の規定による新規登録を受ける自動車をいう。
- (5) 電気自動車充給電システム 電気自動車等と住宅の間で充電及び給電することができる設備をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自家用として使用する目的で、電気自動車等を新車で購入し、当該車両に係る自動車検査証の交付を受けていること。

(2) 前号の自動車検査証に記載された登録年月日において、市の住民基本台帳に記録された日から3か月以上経過しており、申請日においても引き続き市内に住所を有していること。

(3) 本人及びその同一世帯に属する者が市税等を滞納していないこと。

(4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象費用及び補助要件)

第4条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は別表第1の左欄に掲げる区分ごとに、同表右欄に掲げる補助要件を満たすものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる補助対象車両等の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 電気自動車 10万円

(2) プラグインハイブリッド自動車 5万円

(3) 電気自動車充給電システム 5万円

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付申請書（様式第1号）に、別表第2の左欄に掲げる補助対象費用の区分に応じ、同表の中欄に定める添付書類を添えて、それぞれ同表の右欄に定める期限までに、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金交付の可否を決定したときは、下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付決定通知書（様式第3号。以下「交付決定通知書」という。）又は下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 交付決定通知書を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、下野

市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出し、市長は請求に基づき補助金を交付するものとする。

（補助対象車両等の適正管理）

第9条 補助金の交付を受けた交付決定者は、補助対象車両等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

（補助対象車両の譲渡又は転売の禁止）

第10条 交付決定者は、補助金の交付を受けた日以後1年を経過するまで、補助対象車両を第三者（同居の家族を除く。）に譲渡又は転売してはならない。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（1） 虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

（2） この告示の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第12条 市長は、交付決定者が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

（市への協力）

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、市が取り組んでいる地球温暖化対策に関する取組等について協力を求めることができる。

2 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、地震災害や風水害などの災害発生時において、補助対象車両を市の避難所等の非常用電源として無償で借用することについて、協力を求めることができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱の規定は、施行日以後に購入し、又は設置した車両等について適用し、施行日前に購入し、又は設置した車両等については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

補助対象費用	補助要件
電気自動車等の購入費用	4輪以上の電気自動車等とし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。 （1） 自動車検査証に記載された登録年月日と初度登録年月が同一年月であること。 （2） 補助対象者が自動車検査証に記載された所有者であり、かつ、使用者であること。ただし、割賦により購入し、車両の所有者と使用者が異なる場合、割賦払終了後に所有権が移行されることが確認できること。 （3） 自動車検査証に記載された所有者の住所が、住民票に記載されている住所と一致していること。ただし、割賦により購入する場合には、自動車検査証に記載された使用者の住所が、住民票に記載されている住所と一致していること。 （4） 自動車検査証に記載された使用の本拠の位置が市内にあること。
電気自動車充電システムの設置費用	次に掲げる要件を全て満たすものとする。 （1） 住宅用太陽光発電システム等と接続し、電気自動車等及び住宅に電力を供給することができる設備であること。 （2） 未使用品であり（中古品は対象外）、かつ、リース契約によるものでないこと。 （3） 住宅に住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムが設置されていること。

別表第 2（第 6 条関係）

補助対象費用	添付書類	期限
電気自動車等の購入費用	(1) 補助対象車両の自動車検査証の写し (2) 補助対象車両の売買契約書の写し (3) 補助対象車両の購入代金の領収書の写し（割賦払いによる購入の場合は、その契約書等の写し） (4) 補助対象車両のカタログ又は仕様書 (5) 補助対象車両の保管場所の位置図 (6) 補助対象車両の保管場所において、その自動車登録番号が確認できるように撮影された写真 (7) 市税等調査同意書（様式第 2 号） (8) その他市長が必要と認める書類	補助対象車両に係る自動車検査証の交付を受けた日から起算して 90 日以内
電気自動車充給電システムの設置費用	(1) 対象機器の工事請負契約書の写し又は購入契約書の写し (2) 対象機器の仕様、規格、保証開始日等が判別できる書類 (3) 対象機器の設置に要した費用の領収書の写し (4) 対象機器の設置後の状況を示す写真 (5) 市税等調査同意書 (6) 設置承諾書（設置した住宅が申請者の所有物でない場合に限る。） (7) 対象機器の設置場所の案内図 (8) 住宅用太陽光発電システム等の設	補助対象設備の購入又は設置した日から起算して 90 日以内

置状況が確認できる書類	
(9) 対象機器に接続予定の電気自動車等の自動車検査証の写し	
(1 0) その他市長が必要と認める書類	

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

下野市長 様

申請者 住所
氏名
(署名又は記名押印)
電話番号

下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付申請書

下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

1. 電気自動車等購入		
メーカー名・車名	メーカー名	車名
型 式		
車台番号		
車両登録番号		
初度登録年月日	年	月 日
使用の本拠の位置		
補助対象経費 (車両本体価格)	円 (税抜き)	
購入方法	☐ 現金払い ☐ 割賦払い	
2. 電気自動車充給電システム設置		
設置住所		
工事着工日	年	月 日
工事完了日	年	月 日
補助対象経費 (設置費用)	円 (税抜き)	
メーカー名・型番	メーカー名	型番
補助金交付申請額	合計金額 円 (①+②)	
	①電気自動車等購入費	②電気自動車充給電システム設置費
	円	円

私は、下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金の交付を受けた日以後1年を経過するまで、補助対象車両を第三者（同居する家族を除く。）に譲渡又は転売いたしません。

申請者氏名 _____

年 月 日

下野市長 様

市税等調査同意書

私は、（申請者）_____が行う下野市ゼロカーボン推進電気自動車等
購入費補助金の交付申請における補助要件審査のため、次の調査項目について市
が調査することに同意します。

- 1 市税等の納付状況調査
- 2 住民記録状況調査

同意者 住所

（申請者）氏名_____

（世帯員）氏名_____

（世帯員）氏名_____

（世帯員）氏名_____

（世帯員）氏名_____

- | | |
|---|---------------------------------|
| 注 | 1 同意する者が自ら署名を行うこと。 |
| | 2 市税等の納付状況調査が必要となる者全ての同意を得ること。 |
| | 3 同意する者の数が署名欄より多い場合は、欄外に記載すること。 |

様式第 3 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

下野市長 印

下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金について、下記のとおり決定しましたので、下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

交付決定額 円

様式第 4 号（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

下野市長



下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金について、下記のとおり交付しないことに決定しましたので、下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱第 7 条第 2 項の規定により通知します。

記

不交付の理由

年 月 日

請求者 住所
ふりがな
氏名
電話番号

下野市ゼロカーボン推進電気自動車等購入費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり請求します。

1 補助金請求額 円

金融機関	銀行 信用金庫 農協 本店 支店						
預金種別	普通 ・ 当座						
口座番号							
(ふりがな) 口座名義人							